

1 章 計画の概要

1 計画の目的

本市では、これまで平成 27（2015）年度に作成した「柏崎市地域公共交通網形成計画（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）」に基づき、路線バスを中心とした公共交通網の見直しなどの様々な交通施策を実施し、地域公共交通の確保を行ってきました。

しかし、人口減少などにより、本市における路線バス等の利用者数の減少は続いており、歯止めがかかっていません。また、利用者数の減少に伴う市内の路線バスの運行本数の著しい減少が利便性の低下を招き、ますます利用者数が減少していくといった「負のスパイラル」の状況に陥っています。さらには運転士の高齢化や、地域公共交通に係る財政負担額の膨大化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、本市の地域公共交通の維持は大変困難な状況に陥っています。

このような状況下でも、自動車を運転しない高齢者や高校生などにとって、地域公共交通は大切な移動手段であり、その方々の通院や買い物、通学などにおける生活の足は、これからも確保していかなければなりません。

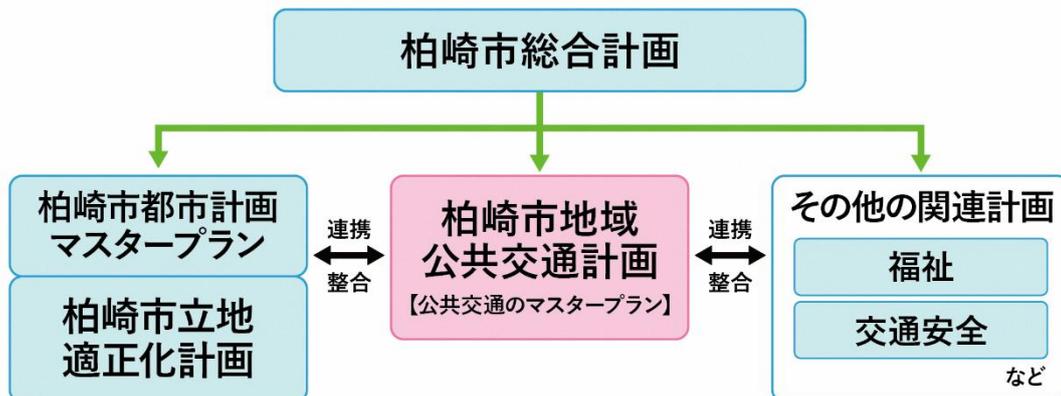
本市の地域公共交通を取り巻く様々な課題に対応し、誰もが暮らしやすいまちを目指していくために「柏崎市地域公共交通計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条の規定に基づき策定するものです。

また、本市の最上位計画である「柏崎市第五次総合計画後期基本計画（令和 3（2021）年度策定予定）」や、まちづくりのための関連計画である「柏崎市都市計画マスタープラン（平成 22（2010）年度改正）」、「柏崎市立地適正化計画（令和 3（2021）年度策定予定）」と連携し、計画の実効性を高めていきます。

図 1-1 計画の位置づけ



3 上位計画と関連計画

(1) 柏崎市第五次総合計画後期基本計画

平成 28（2016）年度に策定された柏崎市第五次総合計画基本構想では、将来都市像を「力強く心地よいまち」として、市民一人ひとりが柏崎への誇りと愛着を育み、本市に関わる全ての人々と共に支え合い、これからも、学び、働き、暮らすことのできる、力強く心地よいまちとなることを目指すとしています。

令和 3（2021）年度策定の柏崎市第五次総合計画後期基本計画では、公共交通分野における主要施策を「持続可能な公共交通ネットワークを構築する」とし、柏崎市地域公共交通計画に基づき、市民ニーズに対応した運行の改善、バス路線の縮小に伴う代替交通や多様な輸送手段の確保に向けた取組を進めることとしています。

(2) 柏崎市都市計画マスタープラン

柏崎市都市計画マスタープランは平成 22（2010）年度に改正し、「自然と街並みが調和する美しいまち柏崎」の基本理念に基づき、都市計画を始め、地域のまちづくりの方向性を示しています。

また、基本理念を踏まえ、7つの基本方針を設定し、まちづくりを進めています。その中で公共交通分野では、「集約型都市構造の実現」と「誰もが暮らしやすいまちづくり」の基本方針に基づき、誰もが便利で快適にまちなかを移動できるための役割を担っていくこととしています。

(3) 柏崎市立地適正化計画

柏崎市立地適正化計画は、人口減少・少子高齢社会であっても、暮らしやすく持続可能なまちを目指すため、令和 3（2021）年度に策定しました。過去の人口増加で拡散したまちを、人口減少に合わせコンパクトにするとともに、一定のエリアに都市機能や生活サービスを充実させることで、緩やかに居住の誘導を図り、持続可能なまちを目指すものです。

都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定する立地適正化計画と、くらしの拠点内・拠点間を繋ぐための公共交通計画は、まちづくりにおける車の両輪に例えられ、どちらも人口減少下におけるまちづくりのための重要な計画となります。

(4) その他の各施策分野における計画

地域公共交通は高齢者や障がい者、高校生など様々な方々の移動手段になっていることから、施策の検討においては、福祉、交通安全など、各分野の計画と連携を図る必要があります。

4 計画の区域

本計画の区域は、柏崎市全域とします。ただし、施策の実施等において必要がある場合は、周辺自治体等と調整・連携を図ることとします。

5 計画の期間

計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。